

資料 4

境港市環境基本条例 (平成10年6月19日条例第20号)

最終改正:平成27年5月1日条例第18号

改正内容:平成27年5月1日条例第18号 [平成27年5月1日]

○境港市環境基本条例

平成10年6月19日条例第20号

改正

平成12年3月30日条例第1号
平成13年3月29日条例第1号
平成24年3月30日条例第6号
平成27年5月1日条例第18号

境港市環境基本条例

私たちの境港市は、三方を海に囲まれた白砂青松の豊かな自然環境に恵まれ、人々は、その恵みの中で、文化を育み、長い歴史を生きてきた。この環境は、すべての市民共通の貴重な財産であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。

私たち市民は、このすばらしい環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の進展や資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急激に高め、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与えてきている。

さらに、今日の環境問題は、環境汚染や自然破壊が地域的なものから地球的規模へと拡大し、このまま推移すれば地球全体の環境がさらに悪化し、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることになりかねない。

よって、次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、循環を基調とした経済社会システムの実現と、自然と人との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。

このような認識の下、豊かな自然や歴史、文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において市民が共有できる健康で快適な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な環境の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、地域の特性を生かし、すべての市民が健康で快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境及び自然と人が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、事業活動及び日常生活にお

ける着実な取り組みと国際協力により積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境白書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

(環境施策)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 自然と人との豊かなふれあいを保つため、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 豊かな自然の恵みを享受するため、海岸、河川、農地等における多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおい、安心とやすらぎのある都市環境を創造するため、緑や水系を生かした都市施設の整備、良好な都市景観の確保、自然災害に強い安心で住みよいまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 地球環境保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ境港市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、事業者及び市民又はこれらの組織する団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進並びに啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条の環境教育の推進並びに前条の市民等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に資するため、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、関係行政機関及び市民等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国、他の地方公共団体、行政執行法人等と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全への取り組み)

第16条 市は、国、他の地方公共団体、行政執行法人等と協力して地球環境保全に資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 境港市環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、境港市環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項（組織）

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員（任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第20条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第22条 審議会は、会長が委員に諮り部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

（意見の聴取）

第23条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事）

第24条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会及び部会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

（庶務）

第25条 審議会の庶務は、環境衛生課において処理する。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（境港市環境審議会条例の廃止）

2 境港市環境審議会条例（平成6年境港市条例第29号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の境港市環境審議会条例第3条第2項の規定により審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、第18条第2項の規定により審議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成10年11月30日までとする。

附 則（平成12年3月30日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。